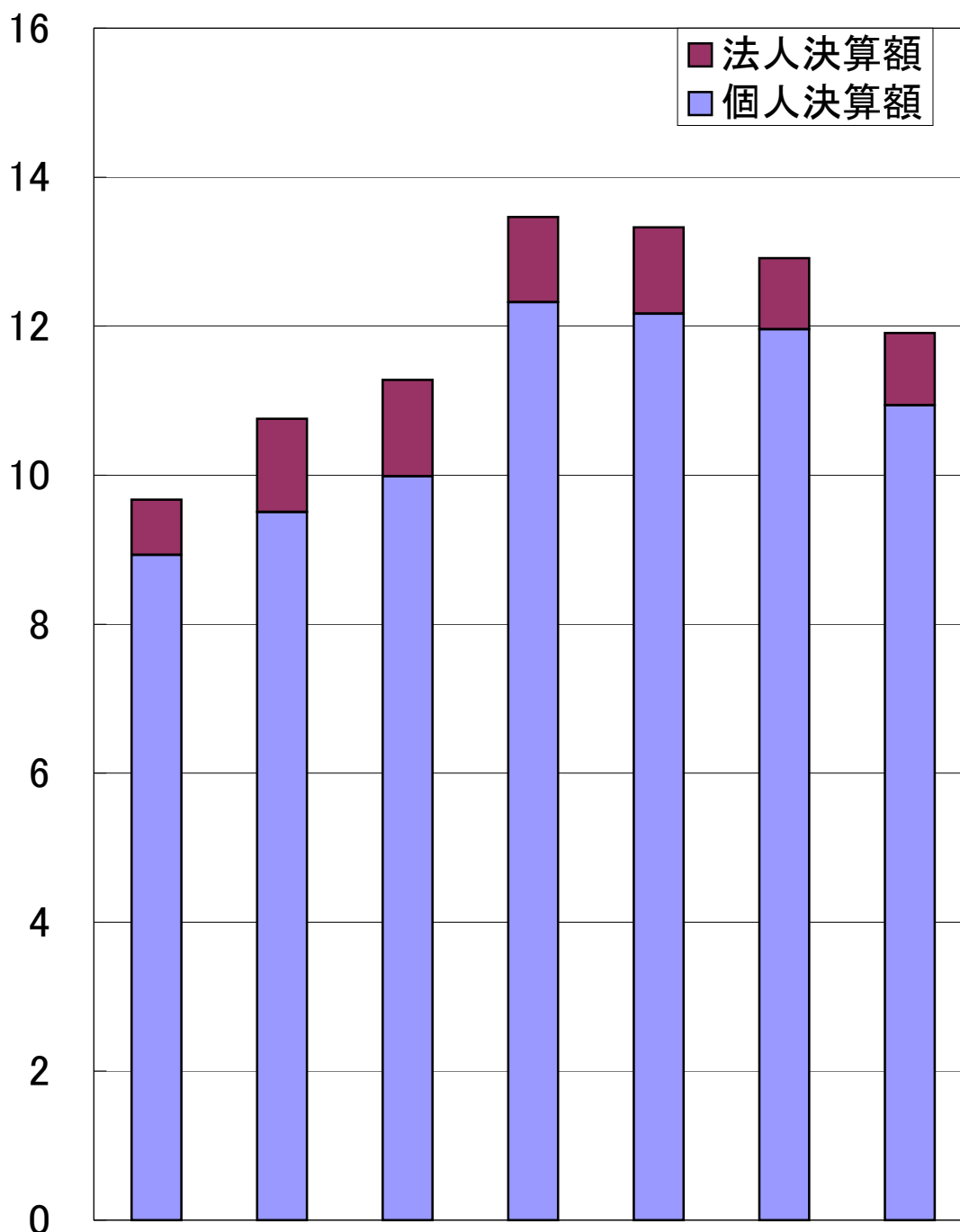


### Ⅲ 税目別概況

#### (1)町 民 税

億円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合 計	967,279	1,075,850	1,127,734	1,346,346	1,332,557	1,291,224	1,190,976
個人決算額	893,092	950,656	998,521	1,232,355	1,216,536	1,195,794	1,093,778
法人決算額	74,187	125,194	129,213	113,991	116,021	95,430	97,198

(単位：千円)

## 1. 町民税のあらまし

### ■ 個人町民税

#### 1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

#### 2. 課税標準

##### (1) 均等割

##### (2) 所得割

- ①所得金額：
  - ・総所得金額
  - ・山林所得の金額
  - ・退職所得の金額
  - ・土地等に係る事業所得等の金額
  - ・長期譲渡所得の金額
  - ・短期譲渡所得の金額
  - ・上場株式等に係る配当所得の金額
  - ・株式等に係る譲渡所得等の金額
  - ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：
  - ・雑損控除額
  - ・医療費控除額
  - ・社会保険料控除額
  - ・小規模企業共済等掛金控除額
  - ・生命保険料控除額
  - ・地震保険料控除額
  - ・障害者控除額
  - ・寡婦(寡夫)控除額
  - ・勤労学生控除額
  - ・配偶者控除額
  - ・配偶者特別控除額
  - ・扶養控除額
  - ・基礎控除額
- ③課税標準額：
  - ・課税総所得金額
  - ・課税山林所得金額
  - ・課税退職所得金額
  - ・土地等に係る課税事業所得等の金額
  - ・課税長期譲渡所得の金額
  - ・課税短期譲渡所得の金額
  - ・上場株式等に係る課税配当所得の金額
  - ・株式等に係る課税譲渡所得の金額
  - ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

##### ▽所得控除のうち所得税と異なるもの

###### ・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料の両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額}) = \text{限度額} : 70,000$ 円

###### ・地震保険料控除

ア 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000円を超える場合：25,000円

イ 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000円を超え15,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円

(エ)15,000円を超える場合：10,000円

ウ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

＝限度額：25,000円

・ 障害者控除：一人につき26万円（特別障害者の場合：30万円）

・ 寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

・ 勤労学生控除：26万円

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：56万円

エ 老人控除対象配偶者（70歳以上）特別障害者で、かつ、同居している場合：61万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額（円）	控除額（円）	配偶者の所得金額（円）	控除額（円）
配偶者特別控除は受けられません。 (平成16年度税制改正。平成17年度分から適用)		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～759,999	30,000
		760,000～	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき68万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,000円・県民税1,000円（標準課税）

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率	県民税の税率
	土地、建物等の長期譲渡所得	3%	2%
②	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000万円以下の部分 2.4% 2,000万円超の部分 3%	2,000万円以下の部分 1.6% 2,000万円超の部分 2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000万円以下の部分 2.4% 6,000万円超の部分 3%	6,000万円以下の部分 1.6% 6,000万円超の部分 2%
	③ 土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡3%）	3.6%（国等に対する譲渡2%）
④	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%
⑤	上場株式等に係る配当所得	1.8%	1.2%
⑥	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%	1.2%
⑥	株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
⑦	先物取引等に係る雑所得等	3%	2%

土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

②長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円(県民税 32 万円)+(課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%(町 2.4%、県 1.6%)=所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

### ③短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×9%(町 5.4%、県 3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

### ④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア (土地等に係る課税事業所得等の金額)×12%(町 7.2%、県 4.8%)=所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{(土地等に係る課税事業所得等の金額)+(課税総所得金額)×(通常の税率)}

- (課税総所得金額)×(通常の税率)}×110%=所得割額

### ⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

### ⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

ただし、特例措置として平成 15 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

### 株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
<b>上場株式等</b> ・上場株式	<p><b>申告分離課税</b></p> <p>譲渡益×20%                      (所得税 15%、                      町民税 3%、県民税 2%)</p> <p style="text-align: right;">〈平成 15～25 年の譲渡の特例〉                      譲渡益×10%                      (所得税 7%、                      町民税 1.8%、県民税 1.2%)</p> <p>(注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除                      平成 21 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失の金額のうち、控除しきれない金額については、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。)と損益通算が可能である。また、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除が可能である。</p> <p>※ 源泉徴収口座による申告不要の特例                      源泉徴収口座(所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p>
<b>その他の株式等</b>	<p><b>申告分離課税</b></p> <p>譲渡益×20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)</p>

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5% (町3%、県2%)の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例…………… (所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

(課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率=算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率=算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額×税率=算出税額
- ④ 課税短期譲渡所得金額×税率=算出税額
- ⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率=算出税額
- ⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率=算出税額
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率=算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)

- 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除 - 外国税額控除額 = 所得割額

⑦配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

#### 4. 税額控除

##### (ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。（平成 19 年度分以後適用）

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合  
次のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

- イ. 5 万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合  
{①イ－(①ロ－200万円)}の5%(町民税3%、県民税2%)  
ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とする。

##### 人的控除の一覧

(単位: 万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者(身体上1~2級)	30	40	10
寡婦(寡夫)控除	26	27	1
特定寡婦(所得500万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除(所得65万円以下)	26	27	1
配偶者控除(所得38万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	48	10
同居の特障の控除対象配偶者	56	73	17
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	83	22
配偶者特別控除(所得76万円未満)	—	—	—
前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
前年所得40万円以上46万円未満	33	36	3
扶養控除(所得38万円以下)	33	38	5
特定扶養親族(16歳~22歳)	45	63	18
老人扶養親族(70歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族(70歳以上)	45	58	13
同居の特別障害者	56	73	17
同居の特障の特定扶養親族	68	98	30
同居の特障の老人扶養親族	61	83	22
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	93	25
基礎控除	33	38	5

※老年者控除は平成 18 年度分(所得税平成 17 年分)から廃止。

##### (イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度である。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

##### (ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成 11 年から平成 18 年まで又は、平成 21 年から平成 25 年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象になり、個人住民税の所得割額から控除する。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となる。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た金額 (97,500 円を超えるときは、97,500 円)

##### (エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除である。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除する。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められている。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除する。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当する。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。  
6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が  
毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付



## 法人町民税

### 1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

### 2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

### 3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	5万円
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

#### 4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

##### (1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

##### (2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

## 2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年度 区分		19		20		21 ※1		22		23	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	709	1,982	747	2,241	419	1,257	544	1,632	499	1,497
	均等割+所得割	4,287	388,873	4,250	383,854	3,108	351,602	2,800	284,974	2,829	277,219
	計	4,996	390,855	4,997	386,095	3,527	352,859	3,344	286,606	3,328	278,716
年金特別徴収	均等割のみ					264	792	224	672	290	870
	均等割+所得割					1,268	36,722	1,412	71,899	1,421	73,527
	計					1,532	37,514	1,636	72,571	1,711	74,397
給与特別徴収	均等割のみ	159	475	153	459	153	459	161	483	156	468
	均等割+所得割	5,443	860,920	5,507	828,001	5,401	780,914	5,284	708,485	5,133	675,465
	計	5,602	861,395	5,660	828,460	5,554	781,373	5,445	708,968	5,289	675,933
合計	均等割のみ	868	2,457	900	2,700	836	2,508	929	2,787	945	2,835
	均等割+所得割	9,730	1,249,793	9,757	1,211,855	9,777	1,169,238	9,496	1,065,358	9,383	1,026,211
	計	10,598	1,252,250	10,657	1,214,555	10,613	1,171,746	10,425	1,068,145	10,328	1,029,046
特別徴収義務者(給与分)		2,664		2,713		2,696		2,650		2,613	
特別徴収義務者(年金分)						8		8		7	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調書第2表、第3表

### 3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給与所得者	1,066,974	85.2	3.5	1,024,477	84.3	△ 4.0	995,414	85.0	△ 2.8	902,036	84.4	△ 9.4	854,782	83.0	△ 5.2
営業等所得者	47,069	3.8	1.9	49,154	4.0	4.4	44,196	3.8	△ 10.1	36,153	3.4	△ 18.2	36,959	3.6	2.2
農業所得者	393	0.0	16.4	621	0.1	58.0	770	0.1	24.0	707	0.1	△ 8.2	521	0.1	△ 26.3
その他の 所得者	137,814	11.0	55.8	140,303	11.6	1.8	131,366	11.2	△ 6.4	129,249	12.1	△ 1.6	136,784	13.3	5.8
計	1,252,250	100	7.1	1,214,555	100	△ 3.0	1,171,746	100	△ 3.5	1,068,145	100	△ 8.8	1,029,046	100	△ 3.7

資料：課税状況等調書第2表

#### 4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	8,397	79.2	1.5	8,362	78.5	△ 0.4	8,314	78.3	△ 0.6	8,063	77.4	△ 3.0	7,858	76.1	△ 2.5
営業等所得者	390	3.7	△ 3.0	404	3.8	3.6	369	3.5	△ 8.7	342	3.3	△ 7.3	345	3.3	0.9
農業所得者	20	0.2	△ 13.0	22	0.2	10.0	24	0.2	9.1	25	0.2	4.2	16	0.2	△ 36.0
その他の所得者	1,791	16.9	5.1	1,869	17.5	4.4	1,906	18.0	2.0	1,995	19.1	4.7	2,109	20.4	5.7
計	10,598	100	1.9	10,657	100	0.6	10,613	100	△ 0.4	10,425	100	△ 1.8	10,328	100	△ 0.9

資料：課税状況等調査第2表

## 5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	26,699,067	83.9	1.4	26,411,288	83.7	△ 1.1	25,866,129	83.8	△ 2.1	24,055,534	83.3	△ 7.0	23,106,251	82.2	△ 3.9
営 業 等 所 得 者	1,184,414	3.7	△ 0.3	1,210,015	3.8	2.2	1,115,554	3.6	△ 7.8	931,196	3.2	△ 16.5	938,646	3.3	0.8
農 業 所 得 者	18,073	0.1	△ 4.6	22,641	0.1	25.3	32,754	0.1	44.7	22,649	0.1	△ 30.9	21,098	0.1	△ 6.8
そ の 他 の 所 得 者	3,452,489	10.8	4.1	3,592,978	11.4	4.1	3,673,896	11.9	2.3	3,682,794	12.8	0.2	3,876,289	13.8	5.3
分 離 課 税 者	492,041	1.5	△ 2.5	324,322	1.0	△ 34.1	172,749	0.6	△ 46.7	177,328	0.6	2.7	181,721	0.6	2.5
計	31,846,084	100	1.6	31,561,244	100	△ 0.9	30,861,082	100	△ 2.2	28,869,501	100	△ 6.5	28,124,005	100	△ 2.6

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

## 6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	19		20		21		22		23	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	4,740	149.1	537	△ 88.7	0	△ 100.0	320	皆増	547	70.9
医療費控除	246,220	15.0	293,211	19.1	314,390	7.2	274,564	△ 12.7	272,390	△ 0.8
社会保険料控除	4,629,674	3.9	4,644,104	0.3	4,645,934	0.0	4,452,436	△ 4.2	4,440,616	△ 0.3
小規模企業共済掛金控除	45,447	△ 4.0	47,695	4.9	41,714	△ 12.5	39,323	△ 5.7	38,928	△ 1.0
生命保険料控除	278,288	1.4	275,842	△ 0.9	274,495	△ 0.5	268,902	△ 2.0	263,049	△ 2.2
地震保険料控除	16,622	△ 0.1	20,609	24.0	22,177	7.6	22,323	0.7	21,873	△ 2.0
寄附金控除	100	△ 90.0	150	50.0						
障害者控除 (普通・特別の計)	83,860	5.8	86,200	2.8	94,060	9.1	92,240	△ 1.9	96,980	5.1
寡婦控除 (一般・特別の計)	34,840	0.1	38,960	11.8	36,700	△ 5.8	38,340	4.5	39,940	4.2
寡夫控除	3,120	△ 7.7	4,940	58.3	4,160	△ 15.8	4,160	0.0	5,200	25.0
勤労学生控除	780	0.0	260	△ 66.7	780	200.0	260	△ 66.7	260	0.0
配偶者控除 (一般・老人の計)	1,123,270	△ 1.1	1,121,270	△ 0.2	1,096,230	△ 2.2	1,086,530	△ 0.9	1,066,460	△ 1.8
配偶者特別控除	53,460	44.6	55,550	3.9	64,670	16.4	58,450	△ 9.6	66,350	13.5
扶養控除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,572,350	△ 1.5	1,557,920	△ 0.9	1,526,430	△ 2.0	1,483,990	△ 2.8	1,470,400	△ 0.9
同居特別障害加算分	17,940	△ 11.4	18,630	3.8	19,320	3.7	19,320	0.0	20,240	4.8
基礎控除	3,210,900	1.7	3,219,810	0.3	3,226,410	0.2	3,133,680	△ 2.9	3,096,390	△ 1.2
合計	11,321,611	2.2	11,385,688	0.6	11,367,470	△ 0.2	10,974,838	△ 3.5	10,899,623	△ 0.7

※ 平成18年度課税分から高齢者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調書第58表

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

## 7. 平成23年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	562	1,686			7,296	21,888	831,208	7,858	854,782
営 業 等 所 得 者	67	201			278	834	35,924	345	36,959
農 業 所 得 者	7	21			9	27	473	16	521
そ の 他 の 者	309	927			1,800	5,400	130,457	2,109	136,784
合 計	945	2,835	0	0	9,383	28,149	998,062	10,328	1,029,046

資料：課税状況等調書第2表



## 8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分		年 度				
		19	20	21	22	23
人 口 1 人 当 り		57,742	56,454	54,744	50,201	48,403
一 世 帯 当 り		141,035	136,130	130,862	119,532	113,908
普 通 徴 収 1 人 当 り		78,233	77,265	100,045	85,708	83,749
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り				24,487	44,359	43,482
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		153,766	146,371	140,686	130,205	127,800
納 税 義 務 者 1 人 当 り		118,159	113,968	110,406	102,459	99,637
各年の 7月1日現在	人 口	21,687	21,514	21,404	21,277	21,260
	世 帯 数	8,879	8,922	8,954	8,936	9,034

※ 平成23年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

## 9. 平成23年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	295	13,286	20	1,140	0	0	89	4,831	14	63,943	418	83,200
10万円を超え 100万円以下	2,078	1,185,688	125	56,501	5	2,226	952	511,030	12	47,846	3,172	1,803,291
100万円を超え 200万円以下	2,352	3,422,888	55	81,786	3	3,894	434	600,181	12	82,368	2,856	4,191,117
200万円を超え 300万円以下	1,187	2,877,607	35	86,277	1	2,567	168	404,858	5	71,599	1,396	3,442,908
300万円を超え 400万円以下	593	2,043,783	15	48,876	0	0	67	230,780	3	14,688	678	2,338,127
400万円を超え 550万円以下	452	2,083,408	10	46,100	0	0	29	134,367	3	18,630	494	2,282,505
550万円を超え 700万円以下	176	1,076,915	2	12,952	0	0	10	59,462	2	45,945	190	1,195,274
700万円を超え 1,000万円以下	94	758,410	4	30,924	0	0	8	67,441	1	17,195	107	873,970
1,000万円を 超える金額	55	931,202	10	250,658	0	0	5	78,894	2	63,913	72	1,324,667
合 計	7,282	14,393,187	276	615,214	9	8,687	1,762	2,091,844	54	426,127	9,383	17,535,059

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

## 10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	18	19	20	21	22
納 税 義 務 者	445	467	467	467	470
均 等 割 額	40,493	39,572	37,493	41,149	39,983
法 人 税 割 額	88,122	74,070	79,271	54,236	58,125
合 計	128,615	113,642	116,764	95,385	98,108
対 前 年 増 加 額	1.5	△ 11.6	2.7	△ 18.3	2.9

## 11. 平成22年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,406	698	2,104
5	5,984	2,312	8,296
6	9,627	21,327	30,954
7	1,928	1,914	3,842
8	3,452	7,913	11,365
9	1,677	734	2,411
10	1,926	1,233	3,159
11	7,703	15,975	23,678
12	1,000	1,461	2,461
1	753	895	1,648
2	1,402	382	1,784
3	3,125	3,281	6,406
合 計	39,983	58,125	98,108

## 12. 法人町民税決算期別法人数

(平成22年度)

決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	9	27	146	27	30	40	33	37	54	15	13	39	470

## 13. 法人の設立状況

(平成22年度)

法人等の区分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	32	1	33
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	0	0	0
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	17	2	19
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	47	21	68
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
前各号に掲げる法人以外の法人	47	295	342
計	151	319	470